

(1) 長野県福祉医療費給付事業の概要
及び実施状況について

長野県福祉医療費給付事業検討会事務局
(長野県健康福祉部健康福祉政策課)

福祉医療費給付事業補助金の概要

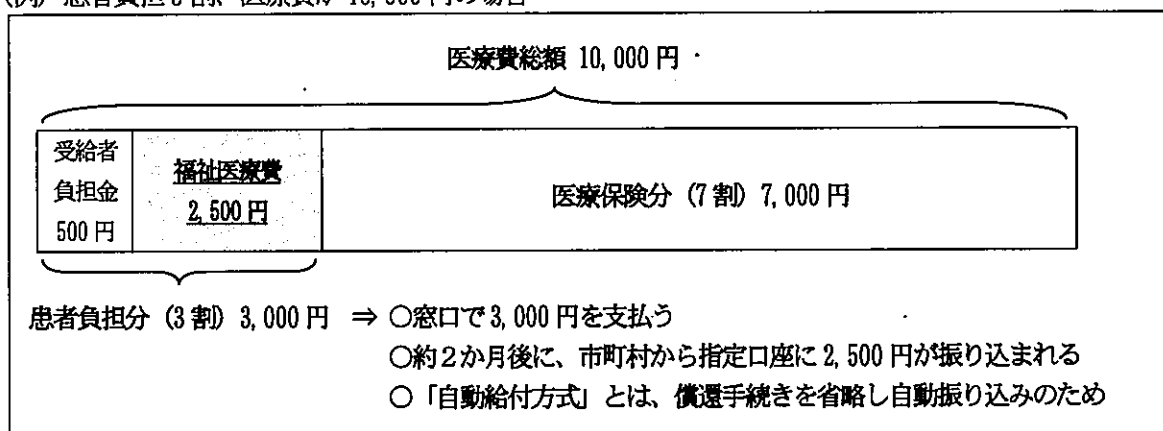
1 概要

市町村が行う医療費の自己負担分への助成のうち、乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子に対し要する経費について、市町村に補助金を交付する。

2 根拠 福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年3月31日告示第168号)

3 補助範囲 通院及び入院に係る自己負担分(入院のみ、通院のみの区分あり)

(例) 患者負担3割、医療費が10,000円の場合



4 補助率 県1/2

5 補助対象者

(平成27年4月1日～)

区 分	所 得 制 限
乳幼児等(通院:小学校就学前まで) (入院:中学校3年生まで)	所得制限なし
障がい者 ・身体1～3級(入通院) ・知的A1～B1(入通院) ・精神1級(通院のみ) 精神2級(自立支援医療の精神通院医療のみ) ・65歳以上国民年金法施行令該当(入通院)	①年度末年齢が18歳までの者 所得制限なし ②①以降 特別障害者手当準拠、 (身障3級、精神2級は所得税非課税者)
母子家庭の母子(※)、父母のいない児童(※) (入通院)	児童扶養手当準拠
父子家庭の父子(※)(入通院)	

※18歳未満又は20歳未満高等学校等卒業まで

6 受給者負担金: 1レセプト当たり500円

福祉医療費給付事業の沿革

年月日	障がい者	乳幼児等	母子家庭等	父子家庭	(参考) 老人	医療保険制度の改正
昭和46.4.1					<制度創設> 75歳以上の入院外	
47.4.1	<制度創設> 20歳未満で特児手当法第3条第1項該当者				75歳以上の入院を加える	
48.1.1					70歳以上(法非該当者)を対象者を拡大	48.1.1 ○老人福祉法改正 老人医療費支給制度開始
48.4.1	20歳以上要常時介護者(身障手帳・愛の手帳交付者)を加える	<制度創設> 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担)				
48.10.1					65~69歳寡たきり等(法非該当者)を加える	48.10.1 ○老人福祉法改正 65歳以上寡たきり老人を対象 ○高額医療費支給制度(任意給付)開始
49.4.1					3歳未満に引き上げ、一部負担金を廃止	
49.7.11	補助金交付費額を一本化					
49.11.1					<制度創設> 母子家庭・父母のない児童(子・児童は18歳未満)で所得税非課税	
50.4.1					50歳以上独り暮らし女子(所得税非課税者)に対する助成開始	
50.10.1	20歳未満で特児手当法1款該当児・20歳以上で身障手帳1紙該当者・20歳以上で要常時介護者(身障手帳2紙以下、療育手帳A)				65歳以上70歳未満の独り暮らし老人に対する助成開始	
53.7.1					68歳以上70歳未満の低所得老人に対する助成開始	
54.10.1	対象者拡大(身障手帳2紙該当者)				<制度創設> 父子家庭の父子(子は18歳未満)で所得税非課税者	
56.7.1	対象者拡大(身障手帳3紙で所得税非課税者、戦傷病者)					
58.2.1	55歳以上で寡たきり等の者を加える				独り暮らし女子に老人保健法を準用した一部負担金導入	58.2.1 ○老人保健法施行
58.7.1		乳幼児医療に児童手当原則給付用所得制限を導入(10日以上入院については所得制限なし)	母子・父子家庭対象の子、父母のない児童の範囲に18歳以上20歳未満で高等学校等に在学・在校の者を加える		老人保健法を準用した一部負担金導入	
平成6.10.1					独り暮らし女子の助成廃止(経過措置あり)	59.10.1 ○健康保険法改正 定率制導入
8.7.1					所得制限を撤廃	平成6.10.1 ○健康保険法等改正 入院時食事療養費の創設
9.9.1					外来薬剤一部負担金について支給対象とする	9.9.1 ○健康保険法等改正 外来薬剤一部負担金の導入
11.7.1					外来薬剤一部負担金について支給対象とする	11.7.1 ○老人保健の薬剤一部負担金免除
13.11	県と市町村が共同で「福祉医療制度のあり方検討委員会」を設置					12.4.1 ○介護保険法の施行
14.8.5	「福祉医療制度のあり方検討委員会」からの提言書					13.1.1 ○健康保険法等改正 高額療養費に定率負担部分導入及び上位所得者区分を創設 老人保健の一部負担に定率制及び高額医療費制度導入及び薬剤一部負担金廃止
15.7.1	自動給付方式導入・医療費貸付制度の導入					14.10.1 ○健康保険法等改正 3歳未満乳幼児の給付率8割統一 老人保健の対象年齢引き上げ、一部負担完全定率制移行及び高額医療費制度の自己負担限度等の改正
18.4.1	受給者負担金(1レセプト300円)の導入・入院時食事療養費標準負担額への補助廃止 対象区分変更(療育手帳B1以上及び精神手帳1紙通院を対象に追加、特児1紙及び20歳以上身障3紙以下要常時介護を他の区分に統合及び廃止) 所得制限導入(特別障害者手当準拠)	対象年齢引き上げ(入院:就学前、外来:4歳未満) 所得制限導入(児童手当法(特例給付含む)準拠)	所得制限の緩和(所得税非課税者→児童扶養手当(一部支給)準拠)		独り暮らし老人の助成廃止(経過措置あり)	15.4.1 ○健康保険法等改正 3歳未満及び高齢者を除き、給付率を7割に統一 薬剤一部負担金全廃
20.4.1		通院対象年齢引き上げ(4歳未満→就学前) 所得制限廃止			68歳以上70歳未満老人の助成廃止(経過措置あり)	18.4.1 ○障害者自立支援法施行
20.8.1	精神1紙通院の所得制限を緩和(特別障害者手当準拠)					20.4.1 ○後期高齢者医療制度施行 ○老人保健法改正(高齢者医療確保法) 高齢者医療確保法 ○健康保険法等改正 3歳から小学校就学前乳幼児の給付率を8割に引き上げ、70歳から74歳の給付率を9割から8割に
21.10.1	受給者負担金の引上げ(1レセプト300円→500円)					
22.3.31					経過措置終了	
22.4.1	対象拡大:精神2紙通院(自立支援医療の精神通院を追加、所得制限:所得税非課税)	入院対象年齢引き上げ(就学前→小3) 所得制限なし				
27.4.1	所得制限なし(年度末年齢18歳まで)	入院対象年齢引き上げ(小3→中3)				27.1.1 ○健康保険法等改正 70歳未満の高額療養費所得区分細分化 ○難病法施行

福祉医療県費補助額の推移

